

令和5年流山市教育委員会議第1回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年1月19日（木曜日）
開会 午後3時50分
閉会 午後4時35分
- 2 場 所 流山市立南流山地域図書館 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 宮本 信一
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 南 暁男
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 新倉 英之
博物館長 秋谷 大和

7 事務局職員 教育総務課長補佐 遠山 美保
教育総務課庶務係長 山田 大輔
教育総務課主事 石戸 寛諭

8 議案等

- 議案第 1号 流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の原案について
- 議案第 2号 流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について
- 議案第 3号 流山市いじめ対策調査会委員の委嘱について
- 協議 ア 教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）

9 議事の内容

（開会 午後3時30分）

田中教育長 開会に先立ちまして、申し上げます。
本日より、令和4年流山市議会第4回定例会で同意を得て、新たに教育委員に就任された 宮本 尚子 委員が出席されております。
ここで、宮本委員よりご挨拶を頂戴したいと思います。

（宮本委員 挨拶）

田中教育長 次に、教育委員会事務局職員の紹介をいたします。

（職員 自己紹介）

田中教育長 事務局一同、流山市の教育の発展に全力で取り組んでまいりまいる所存ですので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。
ただいまから、令和5年流山市教育委員会議第1回定例会を開会します。
まず、令和4年流山市教育委員会議第12回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。

これより議事に入りますが、議案第1号「流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第2号「流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第3号「流山市いじめ対策調査会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市いじめ対策調査会委員について、公益社団法人千葉県医師会に流山市いじめ対策調査会委員の推薦を依頼したところ、当該医師会より委員の推薦について回答があった旨の説明)

今般、教育委員会の附属機関である流山市いじめ対策調査会の委員について、千葉県医師会に委員の推薦を依頼しておりましたところ、当該医師会より回答がございましたので、御審議いただければと存じます。詳細につきましては、いじめ防止相談対策室長より御説明申し上げます。

いじめ防止相談対策室長

流山市いじめ対策調査会については、令和4年度当初8名の委員で構成されておりましたが、令和4年12月末までに2名の委員が退任されたことにより、6名の委員にていじめ重大事態の審議等を行ってまいりました。このような状況の中、令和4年12月15日付けで千葉県医師会に対し、調査会委員の追加の委嘱に伴う医師1名の推薦を依頼したところ、議案書10、11ページのとおり、千葉県袖ヶ浦市にある、袖ヶ浦さつき台病院の 細井 尚人 医師の推薦がありました。細井医師におかれましては、平成30年7月より千葉県いじめ問題対策連絡協議会委員、令和元年9月より柏市いじめ重大事態調査検

証委員会委員、また令和3年8月からは、野田市いじめ問題再調査委員としていじめ問題に取り組んでいただいていることから、流山市いじめ対策調査会委員として、本市におけるいじめ問題においても御力添えいただけるものと考えております。なお、教育委員会としましては、お配りしている別添の委嘱状をもって、同委員を委嘱させていただきたいと考えております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

県の医師会に依頼してこの方が推薦されたということですが、この方は県の委員、柏市の委員、野田市の委員をなさっており、そこにさらに流山市が加わるということであり、またかなり遠方にお勤めの方なので、流山市での会議や緊急の案件があった場合など、そのあたりの調整はどのような感じなのでしょう。

いじめ防止相談対策室長

正直我々も同じ危惧は抱いており、そもそも病院の先生は予定の調整が難しいということもあります。場所も遠方ということですので、会議の開催方法をオンラインにすることで、移動の時間等の問題を解消できるようにと考えています。また日程の調整に関しては、最大限御意向を伺って、ということになるのですが、全ての会議日程について参加いただけるかどうかという点に関しては、その都度調整が必要かと考えています。御懸念はごもっともかと思いますが、そこを踏まえた上で、できる限り参加いただけるような体制をとっていきたいと考えております。

田中教育長

そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、協議ア「教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長 （流山市選挙管理委員会委員長 林 健二から、東洋学園大学旧校舎（旧東洋学園大学）の敷地の一部に千葉県議会議員選挙並びに流山市議会議員選挙及び流山市長選挙に係る公営ポスター掲示場を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明）

東洋学園大学旧校舎の敷地の一部1. 365平方メートルを活用し、選挙のポスター掲示場を設置したいという申出があり、それに対し許可期間 令和5年3月20日から令和5年4月28日まで対応するというもので、千葉県議会議員選挙と流山市議会議員選挙、流山市長選挙の3回にわたり、約1ヶ月活用します。こちらについての使用料は、流山市行政財産使用料条例第4条第1号の規定により免除となります。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

山本委員 こうしたポスターについて、今まで教育現場を使用するということはあったのでしょうか。

学校施設課長 これまでも教育現場を使用することはありましたが、教育委員会ではなく、各学校長へ選挙管理委員会から依頼されていました。

山本委員 今まで小中学校では見たことがなかったので、これはまだ中学校の開設前だからという認識でよろしいですか。

学校施設課長 はい、中学校として設置されたら他校と同様に学校長へ依頼されることとなります。

田中教育長 そのほか、何かございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長	質問がないようですので、協議アは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
田中教育長	御異議なしと認めます。よって協議アは、原案のとおり了承することに決しました。 次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。
学校施設課長	(学校施設だよりの配布について報告)
生涯学習課長	(令和5年成人式の実施について報告)
公民館長	(高校演劇フェスティバル in ながれやま 20分シアターvol. 14の開催について報告)
田中教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。
羽中田委員	学校施設だよりについて、民間プールを活用した水泳授業ということで、学校とはまた違う場所での水泳指導はとても大事だと思います。ただ、学習指導要領というものがあるので、先ほどもありましたが、プロの方が教えると、子どもにかなり無理をして、学習指導要領に書かれていること以上のことを期待しがちな傾向があると思うのですが、この学年はこの程度等、といった点は入念にインストラクターには伝えているのでしょうか。
学校施設課長	事前に学校とインストラクター、民間プール側と話し合いを行い、評価についても、どのような内容の授業で、どういった評価をするかというのも打合せしております。ですので、どのレベルまでやるのか、といったことも話した上でのことですので、その辺りはご安心いただければと思います。
羽中田委員	そうですか。教員免許を持っていない方が教えるということについて、やはり主は担任、学校の教員が教えるべきことだと思うのですが、主となる方がプロの方になってしまうというのは少し懸念があります。

学校施設課長	あくまでも学習指導要領に則った水泳授業なので、主は担任です。インストラクターはあくまでも補助という役割なので、補助であるインストラクターがある程度水泳は教えているのですが、担任の先生もその場においてチェックしており、今後は一緒に入水してもいいのではないかと考えています。
羽中田委員	必ずそうすべきだと思います。全員が入水する必要はありませんが、やはりT1、T2で教えるのであれば、T1は担任で、それを専門的な見地からこのようにした方が良いということを教員に伝えていくというのがインストラクターの役割だと思うので、インストラクター任せになってしまったり、必要以上の技能を要求されてしまったりすると、学校の水泳指導とは異なってくるのではないかと考えました。
学校施設課長	今回行ったセントラルさんも、他の自治体の学校教育の体育の授業を請け負っているのです、その点は重々理解されています。あくまでもT1、T2で言えばT1は学校側にあるということを知り、その授業のフォローをする、という立場であるということは御理解いただいています。先生側にもT1だということを自覚していただいた上で、委託するというのは重要だと思います。先日の校長会でもその話をさせていただいたところです。
羽中田委員	そうすることにより、教員の指導力も高まると思います。教員にとっても研修の場になると思います。やはり事故等が起こると、最終的には教員が責任を持ってきちんと対応しなければならないので、もちろんセントラルの方もプロなので間違いはないと思いますが、是非とも学校の先生ときちんと事前の打ち合わせをしてから指導していただきたいということをお伝えしたいと思います。
田中教育長	あくまでも、水泳の授業の場が、学校のプールから民間のプールに代わったということが大前提だと思います。スイミングスクールに全部預けているわけではないので、事前にセントラルさんともいろいろなことを確認しながら、まず江戸川台小学校でやってみよう、ということで行いました。今回検証したことをまた令和5年度広げていくこともありますので、泳力だけでなく、安全指導も含めて幅広い授業の場が民間プールになったということです。

羽中田委員 学年ごとの指導計画等も作成し、段階的に進められるよう、あるいは個に応じた指導ができるように、双方できちんと計画を立てていただきたいと思っています。

田中教育長 そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

(傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第1号「流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の原案について」

学校教育部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第2号「流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

学校教育部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

田中教育長 次に、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いいたします。

いじめ防止相談対策室長 (いじめ重大事態の経過報告について)

田中教育長 以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和5年流山市教育委員会議第1回定例会を終了します。

(閉会 午後4時35分)